

## 令和4年度 國學院大學出版助成(丙)募集要項

(令和6年4月以降配布の教科書用図書対象)

### 1. 目的

國學院大學出版助成(丙)は、本学の学術の振興を図る目的で、専任教職員が学術研究の成果をもとに刊行する教育図書等の出版に際して、それが学界に裨益することが顕著であると認められたものに対して助成を行う。(平成25年4月16日規程改正)

### 2. 助成対象と応募資格

#### (応募資格)

國學院大學出版助成金の交付の申請をすることができる者は、本学専任教職員とする。ただし、出版助成(丙)に係る申請は、本学の専任教職員が共同で行うことができるものとする。共同による申請は、執筆者の2分の1以上が本学専任教職員でなければならないものとし、かつ、共著または編著のいずれに該当するかにかかわらず、申請者全員の共同による研究の成果を出版するものでなければならないものとする。(國學院大學出版助成に関する規程第2条)

#### (助成対象)

- ・学術研究成果に基づき、本学の初年次教育および共通教育プログラム等、本学の学生に対し共通に教育すべき科目についての教科書用図書であること。
- ・大学、研究所等の機関がその事業として刊行するものでないこと。
- ・出版社の企画によって刊行するものでないこと。

### 3. 募集する分野

全分野

### 4. 申請手続

出版助成(丙)を希望する者は、出版助成規程ならびに同施行細則の定めるところにより、**令和4年9月21日(水)までに**学長に対して、申請書等を提出する。

- (1) 前項の申請を受けた学長は、特別研究助成に関する委員会の議を経て出版助成金採択者を内定し、その結果を申請者に通知する。
- (2) 内定を受けた申請者は、**翌年度の7月末日までに完成原稿を提出する。**

### 5. 助成額

選考の結果、採択された出版物には、1件について100万円を限度として助成する。

### 6. 申請書等のダウンロードについて

國學院大學ホームページ>教職員の方へ >学内・学外研究費>國學院大學出版助成  
<https://www.kokugakuin.ac.jp/faculty/researchfunding#4>

### 7. 提出書類

**\*当年度 令和4年9月21日(水) 午後4時 締め切り**

- ① 出版助成申請書(丙) 1部
- ② 見積書(丙) 各1部 ※出版社 2~3社から見積もりを徴すこと。
- ③ 出版物の概要 1部

**\*翌年度 令和5年7月31日(月) 午後4時 締め切り**

- ① 完成原稿 2部

## 8. 申請書提出締切日

**令和4年9月21日(水) 4時 厳守** (郵送可 ただし9月18日必着のこと)

## 9. 審査の留意点

審査は、特別研究助成に関する委員会で行う。審査にあたり、申請内容の説明を求める場合がある。

## 10. 申請書提出から刊行・配布までのスケジュール

① **申請書提出締め切り** (令和4年9月21日)



② **審 議**

特別研究助成に関する委員会において、内示の可否について審議を行う。(令和4年10月予定)



③ **内示決定** (令和4年10月予定)

内示決定の通知を受けた場合は、令和5年7月末までに完成原稿を提出する。



④ **完成原稿提出締め切り** (令和5年7月31日)



⑤ **評価報告書の提出**

教育開発推進機構長の推薦に基づき、委嘱を受けた2名以上の評価委員による評価を受けなければならない。評価委員は評価報告書を作成し、特別研究助成に関する委員会に提出する。



⑥ **審 議**

特別研究助成に関する委員会において、助成の可否について審議を行う。(令和5年10月予定)



⑦ **助成の可否及び助成額の決定** (令和5年10月予定)



⑧ **刊 行** (令和6年2月末)



⑨ **配 布** (令和6年4月)

## 11. 著作権の帰属

出版助成(丙)に係る著作物は、著作者を國學院大學とし、その著作権は國學院大學に帰属する。

## 12. その他

- 他の刊行物制度への重複申請は認めないものとする。
- 助成金は、本学のほかの研究費、公私助成金等と混同して使用してはならない。
- 助成金の交付を受けた者は、令和6年4月末日までに当該出版物を、研究開発推進機構事務課を通じて大学に5部献本しなければならない。
- 刊行に際しては、「國學院大学出版助成(丙)」の助成を受けたことを当該刊行物に明記すること。
- 助成に関する事務は、研究開発推進機構事務課が担当する。
- 助成を受けた者が、出版を中止し、又は助成を辞退するときは、すみやかに研究開発推進機構事務課を通じて学長に届け出なければならない。
- 助成金を受けた者が、就業規則上の懲戒を受けたときは、助成を取り消すことができる。
- 刊行は、**令和6年2月末までに行うものとする。**

**13. 個人情報の取扱い**

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、國學院大學特別推進研究助成金事業の業務遂行のために利用する。助成を受けた場合、氏名、出版物名、所属、職、助成額等は、大学のホームページ等に公表する。

**14. 研究計画書提出先および申請に係るお問合せ先**

学術メディアセンター事務部研究開発推進機構事務課（AMC 棟 5F）

〒150-8440 東京都渋谷区東四丁目 10 番 28 号

TEL : 03-5466-0104（内線 : 121）

FAX : 03-5466-9237

以 上